

立川市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）第 11 条に基づく立川市自転車活用推進計画を定めるため。

## 立川市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

立川市自転車等放置防止条例（昭和59年立川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(協議会の設置)</p> <p>第9条の4 <u>自転車の活用の推進及び自転車等の駐車対策</u>（以下「<u>自転車施策</u>」という。）に関する重要事項を調査審議するため、<u>立川市自転車施策推進協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) <u>自転車活用推進法</u>（平成28年法律第113号）第11条に規定する<u>自転車の活用の推進</u>に関する施策を定めた計画に関する事項</p> <p>(2) 放置禁止区域の指定、変更及び解除に関する事項</p> <p>(3) その他協議会が必要と認めた事項</p> <p>3 .....略.....</p> <p>4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</p> <p>(1) .....略.....</p> <p>(2) <u>自転車施策</u>に識見を有する者 4人以内</p> <p>(3) 及び(4) .....略.....</p> <p>(5) <u>自転車施策</u>に關係を有する団体の構成員 4人以内</p> <p>5 .....略.....</p>	<p>(協議会の設置)</p> <p>第9条の4 法第8条第1項の規定に基づき、<u>自転車等の駐車対策</u>に関する重要事項を調査審議するため、<u>立川市自転車等駐車対策協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 法第7条に規定する<u>自転車等の駐車対策</u>に関する総合計画に関する事項</p> <p>(2) 第4条及び第5条に規定する<u>自転車等放置禁止区域</u>の指定、変更及び解除に関する事項</p> <p>(3) その他<u>自転車等の駐車対策</u>に関して協議会が必要と認めた事項</p> <p>3 .....略.....</p> <p>4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。</p> <p>(1) .....略.....</p> <p>(2) <u>自転車等の駐車対策</u>に識見を有する者 4人以内</p> <p>(3) 及び(4) .....略.....</p> <p>(5) <u>自転車等の駐車対策</u>に關係を有する団体の構成員 4人以内</p> <p>5 .....略.....</p>

### 附 則

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の立川市自転車等放置防止条例第9条の4の規定により任命されている立川市自転車等駐車対策協議会の委員は、その任期が終了するまでの間は、改正後の立川市自転車等放置防止条例第9条の4の規定により任命された立川市自転車施策

推進協議会の委員とみなす。